



金 沢 市 公 報

号外第9号

令和元年(2019年)7月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○ 車両制限令の規定に基づく道路の指定及び当

該道路の通行方法について (道路管理課) 1

告 示

● 金沢市告示第95号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車(以下「国際海上コンテナ車」という。)の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路の通行方法を次のとおり定めるので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項及び第2項の規定により告示します。

令和元年7月31日

金沢市長 山 野 之 義

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
市道1級幹線126号戸水町線	石川県金沢市畝田西2丁目1番1先から石川県金沢市大河端町西1丁目125番先まで。ただし、石川県金沢市鞍月5丁目1028番先から石川県金沢市大河端町西1丁目125番先までを除く。

2 指定する期日

令和元年7月31日

3 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(高速自動車国道を除く。)を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両(道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する車両をいう。)又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

令和元年(2019年)7月31日 印刷
令和元年(2019年)7月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄